

記者発表資料



令和4年12月21日（水）

発表の趣旨（※該当する全てにチェック）

- 各種資料や情報の提供
- イベント・会議等の案内
 - 当日の取材依頼
 - 開催日時等の周知依頼
 - 参加者募集の事前告知依頼
- その他（緊急情報）

発表事項	阿久根市における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（県内12例目）の確認について（第12-2報）	
内容	<p>令和4年12月21日、阿久根市の肉用鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（県内12例目）が確認されました。</p> <p>県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分及び、移動制限区域、搬出制限区域の設定等、必要な防疫措置を開始しました。</p> <p>1 農場の概要 所在地：阿久根市脇本 飼養状況：約3万7千羽（肉養鶏） ※ すべての飼養鶏が処分対象</p> <p>2 経緯 (1) 12月20日、系列農協から飼養鶏がまとまって死亡している旨、北薩家畜保健衛生所に通報があり、農場への立入検査を実施 (2) 同日、鳥インフルエンザ簡易検査を実施し陽性 (3) 12月21日、遺伝子（PCR）検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認</p> <p>3 今後の対応 (1) 発生農場：飼養家さんの殺処分（午後3時開始）、汚染物品等の埋却及び消毒 (2) 制限区域の設定：発生農場を中心とする3km圏内を移動制限区域、3～10km圏内を搬出制限区域として移動制限を告示 (3) 消毒ポイント：制限区域付近に消毒ポイントを7箇所設置し、関係車両の消毒を継続中</p> <p>4 その他 (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようお願いします。 (2) 作業等にかかる写真は、県より報道各社へ10時・16時を目処に提供いたします。</p>	
資料	別紙1 農林水産省プレスリリース	
ホームページ掲載	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり（12月21日掲載予定） <input type="checkbox"/> 後日掲載	
取材案内		
問い合わせ先（担当課）	担当課	農政部畜産課
	取材対応者	畜産課長 田中（099-286-3211）内線3211
	問い合わせ窓口	企画経営係長 垣内（099-286-3216）内線3216

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

ホーム > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

プレスリリース

鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

ツイート 印刷

令和4年12月21日
農林水産省

本日（12月21日（水曜日））、鹿児島県阿久根市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内45例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」をもち回りで開催し、今後の対応方針について決定しました。

1.農場の概要

所在地：鹿児島県阿久根市
飼養状況：約3.7万羽（肉用鶏）

2.経緯

(1) 昨日（12月20日（火曜日））、鹿児島県は、同県阿久根市の農場から、死亡羽数の増加がみられる旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

(2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

(3) 本日（12月21日（水曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.今後の対応方針

「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」をもち回りで開催し、今後の防疫措置等について決定しました。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和4年12月21日（水曜日）（持ち回り開催）

5.その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。



お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、金子

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

